

新たな駐車対策法制による駐車対策の推進

1 新制度の概要

放置車両に係る使用者責任の拡充

- ・運転者責任が追及できない場合に車両の使用者に放置違反金の納付を命令
- ・放置違反金を滞納している者には滞納処分・車検拒否
- ・常習違反には車両の使用制限

放置駐車違反取締り関係事務の民間委託

- ・放置車両の確認と確認標章の取付けに関する事務（確認事務）を公安委員会の登録を受けた法人へ委託可能に
- ・現場において放置車両の確認等に従事する者について資格制度（駐車監視員制度）を導入
- ・放置違反金関係事務についても民間委託を可能に

2 駐車規制の見直し

新たな駐車対策法制の円滑な施行のため、時間的視点と場所的視点の両面から駐車規制の計画的かつ集中的な見直しを実施し、平成16年1月から平成18年11月末までに、全国で約2万6,700区間、約2万1,700kmの駐車規制を解除・緩和した。

3 駐車監視員活動ガイドラインの策定・公表

確認事務を民間委託する警察署では、管内の駐車実態、地域住民等の意見・要望を踏まえ、駐車監視員が重点的に活動する場所、時間帯を定めた駐車監視員活動ガイドラインを策定・公表し、これに基づき、公平かつメリハリを付けた違法駐車取締りを推進している。

4 施行後の状況

施行後、確認事務は、全国270警察署において74法人に委託され、約1,600人の駐車監視員が活動しており、平成18年6月から12月末までの間における放置車両確認標章の取付件数は、159万2,170件（うち駐車監視員によるものは、70万3,717件）で、1日当たりの取付件数にすると約7,400件となり、平成17年中における違法駐車標章の1日当たりの取付件数（約5,700件）と比べて3割程度増加した。

施行後は、大都市地域を始め各地の違法駐車の実態は大幅に改善され、交通渋滞の解消にもつながっているほか、駐車車両への衝突事故も減少するなど、交通事故の減少効果も認められた。

< 効果の例 >

違法放置駐車台数の減少

全国 405区間（1,694km）の調査

1 km当たり 14.4台（59.5%）減少

平成17年10月及び平成18年10月の比較

交通渋滞（旅行時間）の減少

全国 105区間（564km）の調査

1km当たり 25秒（12.2%）短縮

平成17年10月及び平成18年10月の比較

駐車車両への衝突事故の減少

776件（平成18年6月～10月末）

過去5年間の同期の平均に比べて240件（約24%）減少

駐車監視員の活動状況



違法駐車改善状況
東京都(明治通り)



施行前



施行後